

補完的保護対象者認定制度の概要

- 令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見）であること以外の要件を満たす者を保護する「補完的保護対象者認定制度」を創設。
※ 紛争等による避難民のうち、本国に帰国した場合に迫害を受けるおそれのある者については補完的保護対象者認定制度の対象になると想定される。
- 補完的保護対象者の認定を受けた者には、条約難民と同様、原則として「定住者」の在留資格を付与。

補完的保護対象者への支援の概要

- 補完的保護対象者については、条約難民の定住支援プログラムと同程度の補完的保護対象者定住支援プログラムを提供。

補完的保護対象者定住支援プログラム

- ・日本語教育（572時限）
- ・生活ガイダンス（120時限）
- ※ 1時限 = 45分



定住支援プログラム受講中の支援

- ・補完的保護対象者宿泊施設の提供
- ・生活支援

- 上記のほか、ハローワークを中心とした就労支援、相談員による各種生活相談及びハンドブック等の配布による情報提供も実施。

定住支援プログラムの開催時期等

令和5年度				令和6年度												令和7年度	
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 制度施行 ・補完的保護対象者の認定 ・定住支援プログラム受講者の決定・準備等 </div>				昼間コース 第1回						昼間コース 第2回						昼間第3回	
				夜間コース 第1回												夜間第2回	

※ 定住支援プログラム開催時期は毎年4月、10月（夜間コースは4月開催のみ）とし、通所又はオンラインでの受講とする。